

独立行政法人中小企業基盤整備機構職員退職手当支給規程

平成16年7月1日
規程16第7号

改正 平成19年1月31日規程18第77号
改正 平成25年6月7日規程25第5号
改正 平成27年3月31日規程26第44号
改正 平成30年2月27日規程29第23号
改正 令和6年3月15日規程令5第37号
改正 令和7年12月25日規程令7第24号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の職員（独立行政法人中小企業基盤整備機構就業規則（規程16第8号。以下「就業規則」という。）第27条の規定に基づき採用された職員。以下「職員」という。）に対する就業規則第37条の規定に基づく退職手当の支給について定めることを目的とする。

(退職手当の種類)

第2条 職員（就業規則第2条第2項に規定する職務特定職員（以下「職務特定職員」という。）を除く。）に支給する退職手当は、退職金及び弔慰金とする。

(退職手当の支給及び返納等)

第3条 退職手当は、職員が退職し、又は解雇された場合にはその者に、職員が死亡により退職した場合にはその遺族に支給する。ただし、職員が次の各号の一に該当する場合には、退職手当は支給しない。

- 一 勤続6ヶ月未満で退職し、又は解雇された場合（第5条第1号に該当する場合を除く。）
 - 二 就業規則第39条第1項各号の一に該当し、就業規則同条第2項第7号の規定により懲戒解雇された場合
 - 三 禁錮以上の刑に処せられたことにより退職した場合
- 2 前項のほか、退職手当の支給制限及び返納の取り扱いについては、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第12条から第17条までの規定（第12条第1項第2号、第13条第4項、第8項及び第9項、第14条第1項第2号及び第4項、第15条第1項第2号、第2項及び第5項、第16条第3項並びに第17条第2項、第5項及び第8項の規定を除く。）を準用する。この場合において、「当該退職に係る退職手当管理機関」、「退職手当管理機関」及び「当該退職手当管理機関」とあるのは「機構」と、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「公務」とあるのは「機構の業務」と、「懲戒免職等処分を受けて退職した者」とあるのは「就業規則第39条の規定により懲戒解雇された者」と、「基礎在職期間中」とあるのは「在職期間中」と、「懲戒免職等処分」とあるのは「就業規則第39条の規定による懲戒解雇処分」と、それぞれ読み替えるものとし、懲戒解雇された者は退職をした者とみなすものとする。

(退職金の額)

第4条 退職金の額は、職員が退職し、又は解雇された日における本俸月額に、次の各号の区分に従い、当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その合計額が本俸月額の100分の5,500を超えるときは、本俸月額の100分の5,500とする。

- 一 勤続5年までの期間については、勤続期間1年につき100分の100
- 二 勤続5年を超える10年までの期間については、勤続期間1年につき100分の140
- 三 勤続10年を超える20年までの期間については、勤続期間1年につき100分の180
- 四 勤続20年を超える30年までの期間については、勤続期間1年につき100分の200
- 五 勤続30年を超える期間については、勤続期間1年につき100分の100

(退職金の額の特例)

第4条の2 独立行政法人中小企業基盤整備機構職員給与規程（規程16第6号）第30条第1項に規定する特定年齢到達職員において、満60歳に達した日の属する事業年度の末日における本俸月額が、退職日の本俸月額より多いときは、その職員に対する退職金の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 その職員が満60歳に達した日の属する事業年度の末日に、現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その職員の同日までの勤続期間及び本俸月額を基礎として、前条の規定により計算した場合の退職金の額に相当する額
- 二 退職日の本俸月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その職員に対する退職金の額が前条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職金の額の退職日の本俸月額に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の満60歳に達した日の属する事業年度の末日における本俸月額に対する割合

（退職金の増額）

第5条 職員が次の各号の一に該当する場合には、第4条又は前条の規定により計算して得た額に、退職し、又は解雇された日における本俸月額又は満60歳に達した日の属する事業年度の末日における本俸月額のいずれか高い額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を加算することができる。

- 一 負傷若しくは疾病により退職し、又は解雇された場合又は死亡により退職した場合
- 二 勤続期間が10年以上であって定年により退職した場合
- 三 組織の廃止により配置転換が困難なため退職し、又は解雇された場合
- 四 勤続期間が15年以上であって職務上特に功労のあった者が退職した場合
- 五 前各号に準ずる特別の事由により退職した者であって、特に増額の必要があると認められた場合

（退職金の減額）

第6条 職員が次の各号の一に該当する場合には、第4条又は第4条の2の規定により計算して得た額から当該額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

- 一 自己の都合による退職（出産若しくは婚姻又は前条第1号若しくは第3号の規定に該当する場合を除く。）
- 二 職員としての能力を著しく欠くため解雇された場合
- 三 第3条第1項第2号又は第3号に規定する事由により退職し、又は解雇された場合

（減額の特例）

第7条 職員が、経済産業関係法人企業年金基金の加入員である期間（通産関係独立行政法人厚生年金基金の加入員であった期間を含む）又は経済産業関係公益法人厚生年金基金の加入員であった期間

（以下「加入員期間」という。）のいずれかが15年以上で退職し、又は解雇された場合は、第4条又は第4条の2の規定に基づく退職金の額から、加入員期間を勤続期間とみなして同条の規定により算出した額（以下「対象額」という。）に、その加入員期間に応じ、次の各号の割合を乗じて得た額を減額する。ただし、対象額算出の基礎となる本俸月額が経済産業関係法人企業年金基金又は経済産業関係公益法人厚生年金基金の標準給与の最高限度額を超えるものについては、その最高限度額をもって本俸月額とする。

なお、退職し、又は解雇された月の前月（退職し、又は解雇された日が月の末日である場合は当月。この項において同じ。）以前1年以内に標準給与の最高限度額の改正があった場合には、退職し、又は解雇された月の前月以前1年間の各月における標準給与の最高限度額の合計額の12分の1に相当する額をもって標準給与の最高限度額とみなす。

- 一 加入員期間15年の場合 100分の1.5の割合
 - 二 加入員期間15年を超え30年までの場合 100分の1.5に15年を超える加入員期間1年につき100分の0.1を加えた割合
 - 三 加入員期間30年を超える場合 100分の3.0の割合
- 2 前項の規定にかかわらず、経済産業関係法人企業年金基金の加入員であったこと（通産関係独立行政法人厚生年金基金の加入員であったことを含む）又は経済産業関係公益法人厚生年金基金の加入員であったことにより、すでに退職金の減額を受けた者に対し、退職金を支給する場合において、当該退職金の額から減額する額は、加入員期間を勤続期間とみなした期間について、前項の規定により算出した減額すべき額から、次の第1号の額に第2号の割合を乗じて得た額を控除した額とする。この場合において、対象額算出の基礎となる本俸月額が経済産業関係法人企業年金基金又は経済産業関係

公益法人厚生年金基金の標準給与の最高限度額を超えるものについては、その最高限度額をもって本俸月額とする。

- 一 支給する退職金の額の算出の基礎となる本俸月額に基づいて、既に減額を受けた加入員期間について算出される対象額
- 二 既に減額を受けた加入員期間に対応する前項各号の割合
- 3 この条の規定による減額は、支給する退職金の額をもって限度額とする。

第8条 削除

第9条 削除

(勤続期間の計算)

第10条 退職金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの年月数による。
- 3 前2項の規定による在職期間のうちに育児休業、休職（就業規則第31条第1項第3号に規定する休職及び同項第4号に規定する休職のうち特に認めたものを除く。）及び停職により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 4 前3項の規定により計算して得た在職期間に1年末満の端数があるときは月割をもって計算し、1月末満の端数があるときは1月とする。
- 5 第3条第1項第1号に規定する勤続期間については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、職員となった日から退職し、又は解雇された日の前日までの満月数による。

(国家公務員等から復帰した職員に対する退職手当に係る特例)

第11条 職員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
- 4 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、前条第3項の規定にかかわらず職員の引き続いた在職期間に算入するものとする。
- 5 国等の機関に使用される者がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

(弔慰金)

第12条 職員が死亡により退職した場合においては、退職金のほか、退職した日における本俸月額に100分の400の割合を乗じて得た額を弔慰金としてその遺族に支給する。

(退職手当の支給時期)

第13条 退職手当は、法令等により退職金から控除すべき額を控除し、その残額を、特別の事由のある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。ただし、職員を退職した後に、「業務統括管理職員に関する規程」（規程17第52号）第2条第1項に規定する業務統括管理職員とし

て採用された者、「事業推進管理職員に関する規程」（規程19第73号）第2条第1項に規定する事業推進管理職員として採用された者及びその他理事長が定める者（以下「業務統括管理職員等」という。）に対する退職手当は、当該業務統括管理職員等を退職した日から1月以内に支給する。

（遺族の範囲及び順位）

第14条 第3条及び第12条に規定する遺族の範囲及び順位については、退職手当法第2条の2の規定を準用する。

（遺族の受給資格証明）

第15条 第3条及び第12条に規定する遺族が退職手当の支給を受けるときは、戸籍謄本、住民票登録謄本等遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

（職務特定職員の退職慰労金等）

第16条 職務特定職員に支給する退職手当は、退職慰労金及び職務特定職員弔慰金とする。

2 職務特定職員が退職し、又は解雇された場合にあっては当該職務特定職員に対して退職慰労金を、職務特定職員が死亡したことにより退職した場合にあってはその遺族に対して退職慰労金及び職務特定職員弔慰金をそれぞれ支給する。

3 退職慰労金の額は次表の区分による額とする。

勤続年数	退職慰労金
1年	30,000円
2年	60,000円
3年以上	100,000円に3年を超える勤続年数に応じ、10,000円／年を加算した額

4 職務特定職員弔慰金の額は退職した日における本俸月額の100分の400を乗じて得た額とする。

5 退職慰労金及び職務特定職員弔慰金の支給等に関する事項（支給額を除く。）については、第3条、第10条及び第13条から第15条までの規定を準用する。

（端数の処理）

第17条 この規程の定めるところにより退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成16年7月1日から施行する。

（在職期間に関する経過措置）

第2条 中小企業総合事業団（以下「事業団」という。）、地域振興整備公団（以下「公団」という。）又は産業基盤整備基金（以下「基金」という。）の解散の時に事業団、公団又は基金の職員であった者であって、機構設立の時において、引き続き機構の職員となった者の在職期間については、その者の事業団、公団又は基金の職員としての在職期間を機構の職員としての在職期間とみなすものとする。

（退職金の額の調整）

第3条 当分の間、第4条又は第4条の2の規定に基づく退職金の額は、同条の規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とし、第7条の「対象額」は、同条の規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とする。

附 則（規程18第77号）

この規程は、平成19年1月31日から施行する。

附 則（規程25第5号）

この規程は、平成25年6月30日から施行する。

附 則（規程26第44号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（規程29第23号）

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則（規程令5第37号）

この規程は、令和6年3月31日から施行する。

附 則（規程令7第24号）

この規程は、令和8年1月1日から施行する。